

児童養護グループホーム制度について-1

事業概要

区分	施設分園型グループホーム(都型)	地域小規模型グループホーム(国型)	小規模グループケア地域型ホーム(国型)	
目的及び対象者	その生育歴、性等から判断して、小集団による個別処遇が望ましい児童に対し、本園施設から独立した地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、より家庭的な環境の中で養護を実施することにより、児童の社会的自立の促進を支援する。 なお、小規模グループケア地域型ホームの対象児童は、小規模なグループによるケアが必要な児童とする。			
事業開始	昭和60年4月1日 (東京都児童福祉審議会意見具申「新しい社会的養護形態に向かって」(昭和53年5月)を受け、昭和57~59年度まで試行実施)	平成14年10月1日 (国の制度開始は平成12年10月1日)	平成21年4月1日 (小規模グループケアの制度開始は平成16年4月1日。都は20年度まで本体施設でのみ実施。)	
実施方法	既存の児童養護施設が、その本体施設から独立した家屋において、児童の養育にあたる。			
設備等基準	児童定員	おおむね6人(本体施設定員内)	6人(本体施設定員とは別枠)	ケア単位は6人以上8人以下(本体施設定員内)
	住居	自己所有又は借家		
	職員	児童指導員又は保育士の有資格者で原則として男女各1名(常勤) + 補助職員(非常勤可)・宿直要員(小規模グループケア地域型ホームにおいては管理宿直等職員) + グループホーム支援員(3か所以上グループホーム設置の場合)		
	措置費	○措置費国基準: 常勤1人(本園から) ○都加算: 常勤1人 + 補助職員・宿直要員・GH支援員	○措置費国基準: 常勤2人 + その他経費 ○都加算: 補助職員・宿直要員・GH支援員	○措置費国基準: 常勤2人のうち1人は本園から、もう1人及び管理宿直等職員は小規模グループケア加算 ○都加算: GH支援員
設備	児童福祉施設最低基準に準ずること(居室面積: 1人当たり4.95㎡以上等) 児童居室は原則として一居室当たり2人までとすること 居間、食堂等入所児童が相互交流できる場所を確保すること 区市町村条例に基づく住宅用防災機器を設置すること			
ホーム管理費等(都加算)	○ホーム管理費(借家) 月額270,000円(上限) ○ホーム管理費(自己所有) 月額109,000円 ○開設準備費 上限810,000円		○借家ホーム 月額100,000円(上限) ※国措置費(賃借費加算) ○ホーム管理費(借家) 月額170,000円(上限) ○ホーム管理費(自己所有) 月額109,000円 ○開設準備費 上限810,000円	
	施設整備費補助	自己所有 施設整備 定員1人当たり 4,400千円 初度設備 定員1人当たり 66千円 借家ホーム 初度設備 定員1人当たり 66千円	(借家からの移転による創設 定員1人当たり 33千円) (移転による新規開設 定員1人当たり 33千円)	
根拠規程	東京都養護児童グループホーム制度実施要綱			
		「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(別紙)「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」※国通知	「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(別紙)「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」※国通知	

これまでの経緯

- 昭和60年度  
東京都ファミリーグループホーム制度本格実施  
・グループホーム加算職員(常勤1名)  
・ホーム管理費 月額100,000円(上限)  
・宿直要員費 ※週3日分
- 昭和63年度  
・借家ホームへの家賃助成及び開設準備経費(新規)  
家賃助成 月額270,000円(上限)  
開設準備経費 810,000円(上限)
- 平成12年度  
・国事業による地域小規模児童養護施設が開始  
※都は平成14年度から実施
- 平成16年度  
・国事業による小規模グループケアが開始  
※都は平成21年度から地域型ホームを実施
- 平成19年度  
・補助職員雇上経費(新規) ※週3日分
- 平成20年度  
・グループホーム支援員加算(新規)  
3か所以上設置する施設 ※週3日分  
6か所以上設置する施設 ※週3日分×2

人員配置

	施設分園型グループホーム(都型)	地域小規模型グループホーム(国型)	小規模グループケア地域型ホーム(国型)
措置費(国基準)	事務費(一般事務費・民改費) 常勤1名	常勤2名	常勤1名 小規模グループケア加算常勤1名 宿直等職員1名
都加算	職員増配置経費	常勤1名	—
	補助職員雇上経費	非常勤(週3日)	—
	宿直要員費	非常勤(週3日)	—
	グループホーム支援員	3か所設置に1名非常勤(週3日)	
合計	常勤2名 補助職員・宿直代替(非常勤)	常勤2名 補助職員・宿直代替(非常勤)	常勤2名 補助職員・宿直代替(非常勤)
	3か所設置に1名非常勤(週3日)		

グループホーム支援員の配置

- 1 目的  
3か所以上のグループホームを設置する施設にマネジメント能力(第三者性・スーパーバイズ)を持ちグループホーム専任職員への助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置し、各グループホームの子どもの自立を支える機能・体制を強化するとともに、より質の高いグループホーム運営を行う。
- 2 グループホーム支援員の業務  
グループホーム支援員は計画的(業務計画書の作成)に以下の業務を行うこと。  
なお、日々の支援内容等については業務日誌等へ適切に記録を行うとともに施設長へ報告すること。  
(1) グループホーム入所児童からの苦情解決及び人権擁護  
(児童との日常会話の中から児童の心身の状況・将来への希望等を確認)  
(2) グループホーム専任職員からの相談対応及び助言・指導  
(入所児童のケース記録確認、グループホーム職員との相談対応及び助言・指導)  
(3) グループホーム入所児童の自立支援計画作成等に係る支援・助言  
(4) 各種情報収集・提供等  
(5) 緊急時対応・支援等
- 3 配置実績  
23施設 26名 [内訳] 20施設(3~5ホーム)×1名、3施設(6~7ホーム)×2名

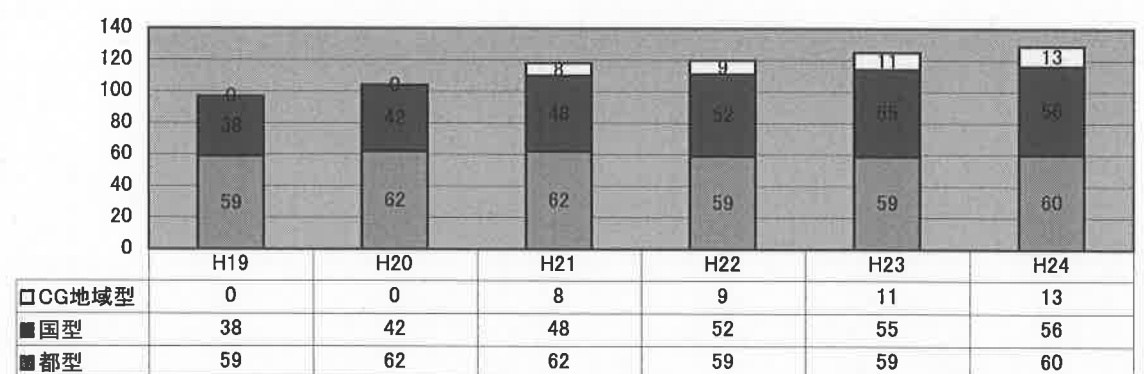
設置状況

新設ホームの開設が少なくなっている。また、未設置施設が10施設あり更なる働きかけが必要。

施設別の設置数		
設置数	施設	割合 (%)
未設置	10	17.3
1か所	13	22.5
2か所	11	19
3か所	12	20.7
4か所	6	10.4
5か所	3	5.2
6か所	2	3.5
7か所	1	1.8
8か所	0	0
合計	58	100.0

(平成25年3月1日現在)  
※都立含む全委託施設

グループホーム設置数の推移

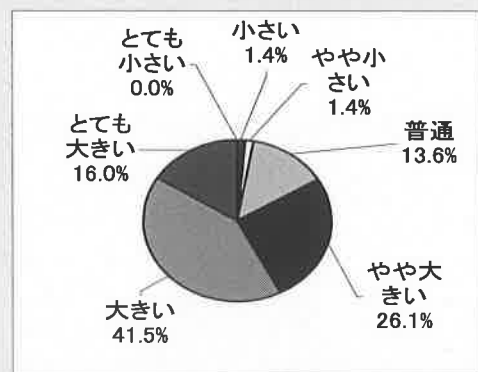


グループホームのやりがいについて

GHの職員のやりがい

意見	回答数	割合
とても小さい	0	0.0
小さい	4	1.4
やや小さい	4	1.4
普通	39	13.6
やや大きい	75	26.1
大きい	119	41.5
とても大きい	46	16.0
合計	287	

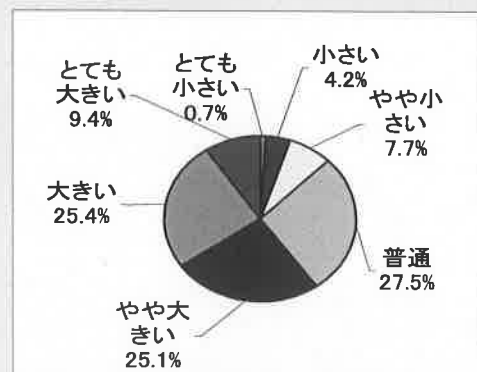
職員の83.8%がやりがいが大きいと思っている。



GH職員の疲弊感

意見	回答数	割合
とても小さい	2	0.7
小さい	12	4.2
やや小さい	22	7.7
普通	79	27.5
やや大きい	72	25.1
大きい	73	25.4
とても大きい	27	9.4
合計	287	

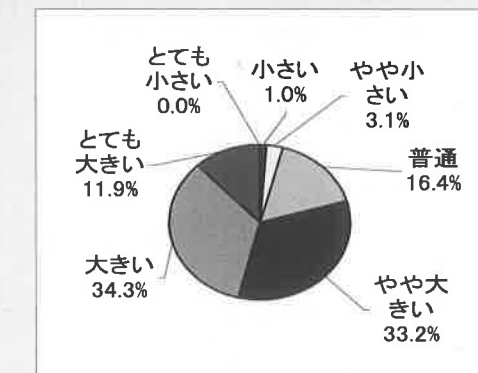
職員の60.1%が疲弊感が大きいと感じている。



GHの子どもへの支援効果

意見	回答数	割合
とても小さい	0	0.0
小さい	3	1.0
やや小さい	9	3.1
普通	47	16.4
やや大きい	95	33.2
大きい	98	34.3
とても大きい	34	11.9
合計	286	

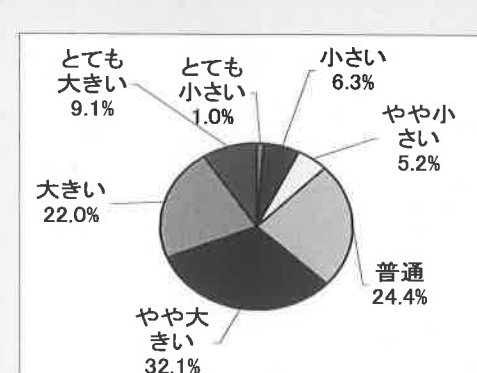
職員の79.5%が支援効果が大きいと思っている。



GH職員の孤立感

意見	回答数	割合
とても小さい	3	1.0
小さい	18	6.3
やや小さい	15	5.2
普通	70	24.4
やや大きい	92	32.1
大きい	63	22.0
とても大きい	26	9.1
合計	287	

職員の63.2%が孤立感が大きいと感じている。



[グループホーム職員アンケート調査より]

小規模化等についての施設意見

[小規模化のメリット]

- 子供が帰宅した時の確認が容易に出来る等、常に子供の生活に目が届きやすく、個別対応しやすい。
- 子供と一緒にスーパーへ買い物へ行ったりゴミ収集の決められた日にゴミ出しを手伝わせたり、生活の中で家事や身の回りの暮らし方を教えられる。
- 調理をすることにより、調理や配膳の手伝い等をしてもらうことで調理の仕方や食を通じたかわりが豊かになる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子供の生活が落ち着きやすい。
- 個別に進路についての相談対応ができ、自立を意識した見守りができる。
- 地域の中で社会的養護の理解が深まる。

[今後の課題]

- 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、金銭管理事務など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
- 新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子供と深くかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。

[グループホーム支援員について]

- 複数ホームの合同ホーム会等を開催し、本園との情報伝達やホーム間の情報共有・連携が図れた。
- 本園との協力体制や、本園からのヘルプ体制(リーダー、役職、管理職、心理職、治療担当)が一層進んだ。
- 支援員の配置により、緊急対応時支援や二人勤務体制が確保できた。
- 本園との意思疎通や援助体制、相談機能等の支援により孤立感が緩和された。
- グループホーム入所児童の状況を第三者的な視点で確認が出来る。(施設内虐待の予防及び早期発見に繋がる。)
- OGH職員の指導、GH間の連携、GH間の情報の共有等が出来るようになり効果が上がっている。

[グループホーム職員アンケート調査より]